

平成25年第2回印西地区消防組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
会期予定	3
第 1 日 (10月11日)	
議事日程	5
出席議員	6
説明のため出席した者の職氏名	6
議会事務局出席職員氏名	6
開会及び開議	7
議事日程の報告	7
日程第 1 会議録署名議員の指名	7
日程第 2 会期の決定	7
日程第 3 諸般の報告	7
日程第 4 行政報告	7
日程第 5 議案第 1号 印西地区消防組合消防職員の再任用に関する条例の制定について	9
日程第 6 議案第 2号 印西地区消防組合財政状況の公表に関する条例の制定について	11
日程第 7 議案第 3号 印西地区消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	15
日程第 8 議案第 4号 印西地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	16
日程第 9 議案第 5号 平成25年度印西地区消防組合一般会計補正予算(第2号)	18
日程第10 認定第 1号 平成24年度印西地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について	20
日程第11 一般質問	30
閉 会	41
署名議員	43

印西地区消防組合告示第6号

平成25年第2回印西地区消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年10月4日

印西地区消防組合管理者 伊 澤 史 夫

1. 期 日 平成25年10月11日（金）午前10時00分開会
2. 場 所 印西地区消防組合消防本部セミナー室

○平成25年10月11日

○現在議員10名で次のとおり

1番	影山	廣輔
2番	長谷川	則夫
3番	近藤	瑞枝
4番	山田	喜代子
5番	板橋	睦
6番	酢崎	義行
7番	小金谷	恒久
8番	松本	多一郎
9番	石井	恵子
10番	岩井	一郎

平成25年第2回印西地区消防組合議会定例会 会期予定

会 期	月 日	曜	摘 要
第 1 日	10 / 11	金	1 開 会 2 開 議 3 議事日程の報告 4 会議録署名議員の指名 5 会期の決定 6 諸般の報告 7 行政報告 8 議案審議 (議案第1号～議案第5号、認定第1号、上程、説明、質疑、討論、採決) 9 一般質問 10 閉 会

第 2 回 定 例 会

(第 1 日)

平成25年第2回印西地区消防組合議会定例会

○議事日程（第1号）

平成25年10月11日（金曜日）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第 1号 印西地区消防組合消防職員の再任用に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2号 印西地区消防組合財政状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3号 印西地区消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4号 印西地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5号 平成25年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 認定第 1号 平成24年度印西地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 一般質問

○出席議員（10名）

1番	影山廣輔
2番	長谷川則夫
3番	近藤瑞枝
4番	山田喜代子
5番	板橋睦
6番	酢崎義行
7番	小金谷恒久
8番	松本多一郎
9番	石井恵子
10番	岩井一郎

○説明のため出席した者の職氏名

管理者	伊澤史夫
副管理者	板倉正直
会計管理者	中村一男
消防長	半田實
消防本部次長	石井満
総務課長	須藤達也
予防課長補佐	豊田徳之
警防課長	木間峰高
牧の原消防署長	後藤良一
印旛消防署長	樋関健一
本埜消防署長	川上秀人
印西西消防署長	浅野富夫
印西消防署長	綿貫茂
白井消防署長	後藤朝夫
西白井消防署長	伊藤実

○議会事務局出席職員氏名

書記長	石井幸夫
書記	阿部啓一
書記	井原基之

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 議長（岩井一郎） 皆さんこんにちは。本日は、公私ともご多忙のところご苦労さまです。
ただいまから平成25年印西地区消防組合議会第2回定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（岩井一郎） 本日の議事日程については、お手元に配付したとおりです。ご了承願います。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（岩井一郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第74条の規定によって、
1番 影山 廣 輔 議員
2番 長谷川 則 夫 議員
を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（岩井一郎） 日程第2、会期決定の件を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数）
○議長（岩井一郎） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（岩井一郎） 日程第3、諸般の報告を行います。
本日管理者から議案の送付があり、これを受理しましたので、ご報告します。
次に、監査委員より平成25年3月から平成25年6月までの例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。
次に、今期定例会の説明員の出席要求を行ったところ、出席通知のありました者の職氏名の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。
次に、平成25年9月末の消防活動状況の報告があり、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎行政報告

○議長（岩井一郎） 日程第4、行政報告を行います。

管理者。

○管理者（伊澤史夫） 皆さんおはようございます。本日は、平成25年第2回印西地区消防組合議会定例会にご出席をいただき、ありがとうございます。

初めに、9月2日に発生した竜巻により、埼玉県内や野田市で合わせて60人以上の負傷者と1,000棟を超える建物に被害が出るなど、各地で竜巻や突風による被害が発生しました。また、9月13日に発生し、日本列島に上陸した台風18号の影響で、西日本を中心に水害や崖崩れなどにより尊い命が犠牲となる大きな被害が発生しました。この台風により亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、台風、竜巻などにより被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

なお、台風18号による管内の被害については倒木等の被害にとどまり、幸いにも人的被害はありませんでしたので、ご報告いたします。

それでは、2月の第1回定例会以降の主な行事についてご報告させていただきます。

2月23日、24日、千葉県消防学校にて実施された千葉県消防広域応援隊合同訓練に当組合から救急隊と後方支援隊が参加しました。

2月27日、千葉市において千葉県消防大会が開催され、当組合から8名の職員が表彰されました。

3月25日、消防本部にて例月出納検査を白井消防署にて定期監査を実施いたしました。

4月1日、新たに半田實消防長及び中村一男会計管理者が就任しました。新たな体制のもと消防職員一丸となり、さらなる住民の安全と安心を目指してまいります。また、昨年11月からちば消防共同指令センターで千葉市以下20消防本部の通信指令業務の順次運用を進めておりましたが、4月1日から正式に運用が開始されました。

4月5日、管理者点検を実施しました。

4月16日、関係市財政・消防担当者会議を開催し、組織改編と印西消防署移転計画について協議を実施しました。

4月30日、正副管理者会議を開催し、組織改編及び印西消防署移転計画について協議を実施しました。

6月11日、第38回千葉県消防救助技術大会に参加し、遠藤副士長、田村副士長組がロープ応用登はんにおいて6位入賞となりました。

6月24日、第1回組合議会臨時会が開催され、10月1日からの施行として、消防組織の改編と各消防署の管轄区域の見直しに伴う関係条例の改正及び印西消防署移転計画用地に関する補正予算を可決いただきました。

6月30日、八街市において第33回印旛支部消防操法大会が開催され、印西市消防団がポンプ自動車の部で優勝、また小型ポンプの部で準優勝し、県大会に出場となりました。

7月27日、第49回千葉県消防操法大会が千葉県消防学校にて開催され、印西市消防団が出場し、ポンプ自動車の部で優秀賞、小型ポンプの部で努力賞となりました。

8月6日、消防本部にて例月出納検査及び決算審査を実施しました。なお、例月出納検査の結果につきましては、議長からお手元に配付された内容のとおりでございます。

9月14日、銚子市において9都県市合同防災訓練が開催され、参加しました。

10月1日、組織の改編が行われ、これまでの5署2分署体制から、牧の原分署、本埜分署が消防署となり、7署体制となりました。また、あわせて管轄区域が見直され、さらなる消防体制の強化が図られました。

以上が主な行事等の報告でございます。

本定例会にご提案いたします案件は、議案5件、認定1件の合計6件でございます。それぞれ提案理由を申し上げたときに内容の説明をさせていただきますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（岩井一郎） これで行政報告が終わりました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（岩井一郎） 日程第5、議案第1号 印西地区消防組合消防職員の再任用に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（伊澤史夫） 議案第1号についてご説明いたします。

本案は、職員の再任用制度を制定するため、地方公務員法に定められた事項について、印西地区消防組合消防職員の再任用に関する条例として新規に制定するものでございます。詳細につきましては、消防長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（岩井一郎） 消防長。

○消防長（半田 實） 議案第1号について補足説明をさせていただきます。

お手元の審議資料の1-1ページをごらんください。職員の再任用制度については、構成市で既に制定されていること及び年金支給開始年齢の引き上げに伴って創設の必要性が高まってきたことから、印西地区消防組合においても制度の創設を図るため、本条例の制定をお願いするものでございます。

それでは、条文の内容についてご説明いたします。第1条につきましては、本条例の趣旨について規定するものでございます。

第2条につきましては、地方公務員法第28条の4第1項の規定により、定年退職者に準ずる者として、25年以上勤続し、退職した者で、退職日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者を対象とすることなどについて定めたものでございます。

第3条につきましては、同法同条第2項の規定により任期の更新ができる場合の要件について定めたものでございます。

第4条につきましては、同法同条第3項の規定により任期の末日に係る年齢について定めたものでございます。

第5条につきましては、規則への委任規定でございます。

附則でございますが、附則第1号につきましては施行期日を平成26年4月1日とするものでございます。

附則第2項についてでございますが、年金は一般的には65歳で満額が支給されますが、一部の消防吏員

については満額支給の開始年齢の段階的な引き上げ措置が通常よりも6年おくれて実施されてきたことから、現在も引き上げ措置の途中であり、65歳未満でも満額支給される職員がいる状況でございます。このことから、65歳未満であっても満額支給の対象となる職員については再任用の期間の末日を第4条の65歳ではなく、満額支給の開始時期に合わせて早める経過措置を規定したものでございます。

それでは、対象となる職員についてでございますが、附則第2項中において、特定警察職員等と申しておりますが、こちらは地方公務員等共済組合法で定められた職員の種別で、当組合の職員で申しますと、退職時の階級が消防司令以下、千葉県市町村職員共済組合の加入期間が25年以上、退職時または60歳に達する時点まで引き続き20年以上在職したことなどの条件を全て満たすものが該当となります。これらの職員は、特例により平成27年度末までは満63歳から、平成30年度末までは満64歳から満額の年金が支給開始となります。なお、ただいま申し上げました特例の職員以外の者につきましては、支給開始年齢は既に65歳でございます。

次に、附則第2項の表の部分についてでございますが、特定警察職員等の再任用期間の末日について、この年齢に達した年度末とするということでございます。こちらは、先ほどからのご説明の内容、理由によりまして、年金の満額支給が開始される年齢の年度末を任期の末日とするように規定しているものでございます。

よろしくご審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（岩井一郎） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） 何点かお伺いします。

定年退職者に準ずる者として、第2条の（1）番なのですけれども、これは現在の該当者の人数をちょっとお伺いしたいと思います。

それと、結局はこの仕事は65歳までできるという前提で話されていると思いますけれども、その点について。（2）です。今の2条の2なのですけれども、実際に18歳で採用された場合、25年勤務で43歳になりますよね。そのときにやめて、さらに新たに再任用ということはあるのでしょうか。もし事例があればお伺いしたいと思います。

それと、第3条で、勤務実績が良好である場合に行うことができる者、任期の更新ですね。この勤務実績が良好というのは、こういう状態が良好であるという、そういう基準というものがあるのかどうかを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（岩井一郎） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） それでは、山田議員の質問にお答えさせていただきます。

第2条の関係で、現在の数、司令以下、人数のほうを……過去に退職された方で対象となる方という質問でよろしいですか。今の。

○4番（山田喜代子） 現在のです。

○総務課長（須藤達也） 現在。現在ですと、225人ということになります。今現在です。

それから、2点目の早期に退職された方という質問かと思いますが、60歳を迎えたときからが再任用

の対象となります。また、勤務成績良好な者というところですが、これについても勤務している間の勤務
評定等、そのような内容を考慮してということでの採用となるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岩井一郎） 4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） これは、実際には26年4月1日から施行ですけれども、そのときに該当する人は、
要するに225人いらっしゃるということですよ。ちょっとその確認です。

それと、先ほど勤務評定というか、それに合った方って、具体的にはどういう方が該当するのかお伺い
したいと思います。つまり良好ではない人というのはどういう方をいうのか、簡単に聞けば。

○議長（岩井一郎） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） 25年度末、26年3月での対象は3名です。

それから、勤務成績が良好な者というところでは、やはり先ほど言ったように勤務評定とかというところ
もありますが、当然職務を、懲戒処分等々を受けていない者なども含まれるということから、懲戒処分
を受けた者は対象とならないと考えられます。

以上です。

○議長（岩井一郎） 4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） つまり勤務評定、つまり今職員の方100%がその対象であるというふうに捉えてい
いですよね。

○議長（岩井一郎） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） 当然国の方針でも、全ての職員を対象とするようにと来ておりますので、対象と
なると考えております。

○議長（岩井一郎） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩井一郎） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩井一郎） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 印西地区消防組合消防職員の再任用に関する条例の制定についてを採決します。

議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岩井一郎） 起立全員です。

したがって、議案第1号については原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（岩井一郎） 日程第6、議案第2号 印西地区消防組合財政状況の公表に関する条例の制定につい

てを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（伊澤史夫） 議案第2号についてご説明いたします。

本案は、印西地区消防組合の財政状況を公表するに当たり、地方自治法第243条の3第1項の規定により条例を制定するものでございます。

なお、これまで法に基づく公表義務を怠っていたことについて、住民の皆様には深くおわびを申し上げる次第でございます。法令遵守と情報公開の観点から早急に対応すべきと判断し、本定例議会に上程したところでございます。詳細につきましては、この後消防長から説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（岩井一郎） 消防長。

○消防長（半田 實） 議案第2号について補足説明をさせていただきます。

議案第2号及び審議資料2-1ページをあわせてごらんいただきたいと思います。第1条は、この条例を制定する趣旨について規定するものでございます。

第2条第1項は、公表の時期を毎年5月及び11月の年2回とすることについて規定するものでございます。

第2項は、天災その他避けることのできない事由で前項の時期に公表ができないときは、当該事由がやんだときから1カ月以内に公表することについて規定するものでございます。

第3条は、公表の要領について規定するものでございます。第1項は、5月に公表するものについて、前年10月1日から3月31日の期間における公表事項といたしまして、第1号で歳入歳出予算の執行状況について、第2号で財産、地方債及び一時借入金の現在高について、第3号でその他管理者が必要と認める事項について規定するものでございます。

第2項は、11月に公表するものについて、当年4月1日から9月30日の期間における公表事項といたしまして、前項に掲げる事項に加え、前年度決算の状況についても明らかにすることについて規定するものでございます。

第3項は、財政状況の基礎資料についても、必要に応じて公表することができることについて規定するものでございます。

第4条は、公表の方法について、公告式条例に基づく掲示場への掲示及びホームページへ掲載することについて規定するものでございます。

第5条は、この条例に定めるもののほか、公表に関し必要な事項は管理者が別に定めることについて規定するものでございます。

最後に、附則といたしまして、施行期日を本年11月1日とするものでございます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（岩井一郎） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、影山廣輔議員。

○1番（影山廣輔） 4条関係について2点ほどお尋ねしたいと思います。

まず、実際公表するに当たりまして、紙ベースで一体どれぐらいの分量になるのか、それを1つお尋ねしたいと思います。

それから、次の公表の方法ですけれども、消防署の前の掲示場への掲示と、あとホームページの掲載というのがございますけれども、それ以外で例えば紙ベースでの公表の方法について検討なされたとか、例えば消防だよりなどがあれば、これは最も市民に対して近い情報媒体でありますので、もし掲載が可能であればそのほうが望ましいと考えますが、その辺のご検討はなされたのでしょうか。

○議長（岩井一郎） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） まず、紙ベースでのページ数ということでございますが、11月に公表予定のものですと、紙ベースでA4で5ページ程度となっております。

それと、次に消防だより等の公表も検討されたのかということですが、公表の方法につきましては、現在定めている方法としまして、人事、行政の運営の状況の公表に関する条例と同様ということで、ホームページなどを活用して、広く住民に公表できるようにさせていただいております。また、消防だより、年に2回今発行しておりますが、そちらのほうにも載せられる範囲でということでは考えておるところであります。

以上です。

○議長（岩井一郎） 1番、影山廣輔議員。

○1番（影山廣輔） 載せられる範囲ということでございますけれども、ページ数が6ページと限られていますので、どういった内容になるのかを、現在イメージできているところがございましたらお示しいただきたいと思います。

○議長（岩井一郎） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） 消防だよりにつきましては、ページ数に限りがございますので、その辺はこちらのほうで検討させていただきたいというところでございます。

○議長（岩井一郎） 1番、影山廣輔議員。

○1番（影山廣輔） ありがとうございます。

最後に、これは質問というより要望になりますが、やはりインターネットへ接続できない方もかなりいらっしゃいます。高齢者を中心に多くいらっしゃいますので、そちらのほうの情報公開も充実させていただければと思います。

○議長（岩井一郎） ほかに質疑はありませんか。

4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） 3点伺います。

私も地方自治法が昭和22年の、これは実際に最初の説明のときに義務を怠っていたとおっしゃいましたが、これはどなたかの指摘で気づかれたのでしょうか。どこからの指摘があったのか、その点。本当は、議会もチェックしなければいけなかったのでしょうかけれども、どこから指摘があったのか。

それと、県内の状況はどうだったのか。当組合と同じような状況であったのかどうか。

3点目、今影山議員も言われましたけれども、いろんな市民への説明と、その前に議会への説明はある

のでしょうか。そういう予定はあるのかについて伺います。

○議長（岩井一郎） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） それでは、山田議員の質問に、まず1点目のどこからか指摘があったのかということですが、今回のことに気づきましたのが平成25年6月22日付の各地方紙を含めました新聞報道で発表されたのがということになります。

それで、県内の状況ということで、県内一部事務組合の数、44団体ほどございます。そのうち公表義務のある組合数として32団体、そのうち公表していなかった組合が21団体ということで、このうち条例が整備されていない組合も19団体ありまして、その中に私どもの印西地区消防組合も含まれていたということでございます。

また、今回の公表に関しましては、議会のほうへの説明ということでございますが、人事、行政の公表と同様というふうに考えますと、事前の説明ということは考えておりません。

以上です。

○議長（岩井一郎） 4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） これは、新聞報道でわかったということですがけれども、その2番目の答弁で、義務のある32団体で、していない21団体って、これは義務のある32団体とおっしゃったとき、ちょっと。これは、全部義務化されていないのでしょうか。義務のある32団体というのはどういうことなのか、ちょっとその辺の説明をお願いしたいのです。それで、この当組合はしていない団体の21団体のうちのひとつということですよ。私は、全てこれは義務化されているというふうに受け取っていましたので、義務のある32団体の、その意味をもう一度お伺いしたいと思います。

実際に6月22日の新聞報道とありますけれども、本当はもっと、いつから公表しなければいけないことになっていたのでしょうか。その年度ですね。今年度からということなのですか。公表しなければいけないその年度というのがちょっとわかりませんので、伺いたいと思います。

それと、考えていないとおっしゃいますけれども、せめてA4の5ページだということで、説明はなくても、市民に公表する前に議会に、議員に送付するなり渡していただきたいと思います。

○議長（岩井一郎） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） まず、44団体のうちの32団体ということですが、義務化されているところですが、一般会計ということで、企業会計で行っているところには公表の義務がないということになっております。

それから、いつからというところではありますが、まずうちの組合が発足してから、もう既にやらなければならなかったということになります。

3点目の事前というお話でしたので、この条例が可決して成立され、公示がされましたら、議員の皆様には内容を送らせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩井一郎） よろしいですか。

○4番（山田喜代子） はい。

○議長（岩井一郎） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩井一郎） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩井一郎) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号 印西地区消防組合財政状況の公表に関する条例の制定についてを採決します。

議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岩井一郎) 起立全員です。

したがって、議案第2号については原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(岩井一郎) 日程第7、議案第3号 印西地区消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者(伊澤史夫) 議案第3号についてご説明申し上げます。

本案は、印西市において地方自治法に基づく字の区域及び名称の変更が実施されたこと並びに字の一部が公益財団法人国土地理協会の全国町、字ファイルに登録されたことにより、牧の原消防署、本埜消防署及び印西消防署の管轄区域の名称を改めるものでございます。詳細につきましては、消防長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長(岩井一郎) 消防長。

○消防長(半田 實) 議案第3号について補足説明をさせていただきます。

審議資料3-1ページをごらんいただきたいと思います。本案は、印西市において字の区域及び名称の変更に伴い、印西牧の原駅圏に牧の台二丁目及び牧の台三丁目並びに滝野七丁目追加され、地方自治法第260条第2項の規定により告示されたため、牧の原消防署と本埜消防署の管轄区域に名称を追加するものでございます。

審議資料3-2ページ、新旧対照表と合わせまして、3-4ページ及び3-5ページをごらんください。黄色で示しました牧の台二丁目及び牧の台三丁目を牧の原消防署の管轄区域とするものでございます。

次に、3-6ページをごらんいただきたいと思います。同じように黄色で示しました滝野七丁目を本埜消防署の管轄区域とするものでございます。

2点目でございますが、電子地図情報の登録に伴う地域名称の追加でございます。審議資料3-7ページ、白幡飛地位置図とあわせまして3-8ページをごらんいただきたいと思います。黄色で示しました部分が白幡飛地です。木刈五丁目に接しており、印西消防署の管轄といたしました。この白幡飛地につきましては、字として既に告示されておりますが、ちば消防共同指令センターの出動指令に用いるコード番号が公益財団法人国土地理協会に登録されたことにより追加するものでございます。なお、現在の出動区

分や活動体制に変更はございません。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

よろしくご審議くださるようお願いをいたします。

○議長（岩井一郎） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩井一郎） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩井一郎） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 印西地区消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岩井一郎） 起立全員です。

したがって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（岩井一郎） 日程第8、議案第4号 印西地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（伊澤史夫） 議案第4号についてご説明いたします。

本案は、消防法施行令の一部を改正する政令が平成25年3月27日に公布されたことに伴い、引用条項の整理を行うため、印西地区消防組合火災予防条例の一部を改正するものでございます。詳細につきましては消防長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（岩井一郎） 消防長。

○消防長（半田 實） 議案第4号について補足説明をさせていただきます。

お手元の審議資料の4-1ページをごらんいただきたいと思います。本案は、消防法施行令第37条に規定する検定対象機械器具等の範囲が見直され、同条中において号ずれが生じたことにより、同条を引用している印西地区消防組合火災予防条例第29条の4、住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準を改めるものでございます。

それでは、改正内容につきましてご説明いたします。審議資料4-1ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。第4項中「第37条第7号から第7号の3まで」を「第37条第4号から第6号まで」

に改めるものでございます。

附則でございますが、施行期日を改正政令の施行に合わせ、平成26年4月1日とするものでございます。

よろしくご審議くださるようお願いをいたします。

○議長（岩井一郎） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） これ実際に新旧対照表があって、この器具だけが対象だと思いますけれども、改正理由の中に検定対象機器等の範囲、結局この住宅用の防災警報機の設置だけがその対象となるものだと思いますけれども、これは単なる条例の条文の整理だと思いますけれども、このことについてもう少し詳しい説明をお願いします。

○議長（岩井一郎） 予防課長補佐。

○予防課長補佐（豊田徳之） ただいまのご質疑についてご説明いたします。

政令のほうの見直しですが、検定機械器具として政令のほうで14品目現在認定されております。その中で、消防用ホース、また消防用ホースに使用する結合金具、それと漏電火災報知設備のほうが検定機械器具から除外され、自主検定品目に移行されました。これにかわりまして、住宅用防災警報機が検定品に追加されたというような内容になります。この条項がこれによりずれましたけれども、設置基準そのものが変わるものではございません。

以上でございます。

○議長（岩井一郎） 4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） 今おっしゃられたホース何とか、3点今除外されたとありますけれども、この除外された理由は何でしょうか。

○議長（岩井一郎） 予防課長補佐。

○予防課長補佐（豊田徳之） 除外された品目のうち消防用ホースと結合金具につきましては、主として消防が使用するもので、製造業者等の自主点検が行われることにより一定の形状が確保されていることにより、重大な支障はないだろうという判断がされております。また、漏電火災警報機につきましては、建築物の実態変化によりニーズが減少したことなどが理由になっております。

以上でございます。

○議長（岩井一郎） 4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） 済みません、2点だけだったのですね、ホースの結合のって。これは、業者が点検するので十分なので、それを信用するということなのですよ。その確認です。

それと、漏電の警報については、ニーズの減少ということは、もうこれは必要ないということで除外したのですか。その確認です。

○議長（岩井一郎） 予防課長補佐。

○予防課長補佐（豊田徳之） ホース等の点検につきましては、自主点検のほうには義務づけられております。メーカーによる自主点検で十分機能が確保されるということで判断されております。

また、漏電火災警報機につきましては、漏電火災警報機を設置すべき建築物が新規で建てられるものが

減少しているというふうなことになっております。

以上でございます。

○議長（岩井一郎） 4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） 済みません、ちょっと早口で、よく私が理解できなくて。ホースの結合部分の自主点検って、これは自主点検というのは、要するに消防のほうで点検するから、それとも業者の点検。その辺の誰が点検するのかということがちょっとよくわからないので、済みません、もう一度説明をお願いします。

それと、漏電の警報については、その建築物そのものが減少しているから、もうそれは必要ないということなのですね。済みません、確認します。4回目だったかな。済みません。

○議長（岩井一郎） 予防課長補佐。

○予防課長補佐（豊田徳之） まず、1点目の消防用ホース等につきまして、メーカーによる自主点検という格好になります。ただ、これにも基準がございまして、この基準に合格しているかどうかをメーカー自身が検査するようになっております。

漏電火災警報機については、おっしゃるとおりでございます。

○議長（岩井一郎） 4番、山田喜代子議員に申し上げます。質問は4回目でございますので、手短にお願います。よろしゅうございますか。

○4番（山田喜代子） はい、わかりました。

○議長（岩井一郎） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩井一郎） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩井一郎） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 印西地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

議案第4号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岩井一郎） 起立全員です。

したがって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（岩井一郎） 日程第9、議案第5号 平成25年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（伊澤史夫） 議案第5号についてご説明いたします。

本案は、パソコン機器更新整備や消防署の名称変更に伴う経費、平成24年度組合債発行による償還金額の確定による追加補正でございます。

歳入歳出の補正額は、歳入歳出それぞれ424万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億7,414万1,000円とするものでございます。詳細につきましては、総務課長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（岩井一郎） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） それでは、議案第5号について補足説明をさせていただきます。

議案及び審議資料の5-1ページをお開きください。このたび補正をお願いいたしますのは、この資料の中の2、予算補正の理由に記載のとおり、パソコン機器更新整備、消防署の名称変更に伴う経費及び平成24年度組合債発行による償還金額の確定により補正するものでございます。これによりまして、1、平成25年度歳入歳出予算補正額は、補正前の額28億6,989万5,000円から424万6,000円を追加し、補正後の額を28億7,414万1,000円とするものです。

それでは、平成25年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第2号）の4ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書をお開きください。歳出についてですが、3款消防費は補正前の額26億223万2,000円から566万8,000円の追加となりました。

4款公債費は、補正前の額2億5,612万8,000円から142万2,000円の減額となりました。内訳につきましては、5ページをお開きください。

3款消防費、13節委託料は、パソコン機器の入れかえによる48台分の処分委託料で、7万4,000円を追加するものでございます。

15節工事請負費は、印西消防署本埜分署の名称を本埜消防署へと変更することに伴う消防署の看板工事に係る経費で、64万7,000円を追加するものでございます。

18節備品購入費の予防関係備品につきましては、消防署の名称変更に伴い、懸垂幕を作成する経費で、10万1,000円を追加するものでございます。

また、総務関係備品につきましては、消防組合で使用しているパソコンのうち基本ソフトがウィンドウズXPの機器につきましては、平成26年4月9日でサポート期間が終了することから、パソコンを入れかえる経費や消防署の名称変更に伴う略旗などの備品購入費で、484万6,000円を追加するものでございます。

4款23節償還金利子及び割引料につきましては、平成24年度に発行しました組合債の償還金が確定したことにより、元金で149万5,000円の追加、利子で291万7,000円の減額をするものでございます。

歳入についてですが、1款分担金及び負担金は白井市の特別分担金、補正前の予算額7,556万円に140万円を追加し、7,696万円とするものでございます。詳細につきましては、この補正予算書の6ページ、分担金算出表のとおりです。

5款繰越金は、補正前の額1,000万円に284万6,000円を追加し、1,284万6,000円とするものでございます。

以上で平成25年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第2号）の補足説明とさせていただきます。よ

ろしくお願いいたします。

○議長（岩井一郎） これから質疑を行います。

質疑に当たってはページをお示してください。

質疑はありませんか。

4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） 1点質問します。

審議資料からお願いします。この中で、パソコン機器の更新整備、これは4月9日に終了で入れかえということで、これは耐用年数を何年と見ているのでしょうか。

○議長（岩井一郎） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） 今回更新させていただくものにつきましては、本来耐用年数5年を見ておるのですが、基本ソフトであるウィンドウズXPといいますオペレーティングシステムですか、そのサポートが来年4月9日で終了してしまうことから、セキュリティの対策ができないということで更新をさせていただくということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（岩井一郎） 4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） 来年4月9日で切れてしまうということで、セキュリティ対策ができないということで更新整備ということになりますか。その確認です。

○議長（岩井一郎） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） セキュリティ対策ができないということでございます。

○議長（岩井一郎） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩井一郎） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩井一郎） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 平成25年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。議案第5号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岩井一郎） 起立全員です。

したがって、議案第5号については原案のとおり可決いたしました。

◎認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（岩井一郎） 日程第10、認定第1号 平成24年度印西地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（伊澤史夫） 認定第1号についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙決算書、主要施策の成果及び消防活動実績報告書並びに決算審査意見書を添えて提出し、認定をお願いするものでございます。詳細につきましては、総務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（岩井一郎） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） それでは、認定第1号について補足の説明をさせていただきます。

初めに、平成24年度決算の概要について、平成24年度決算認定資料により説明をさせていただきます。

1 ページの 1、決算規模ですが、歳入総額は31億2,744万6,000円、歳出総額は31億308万7,000円となり、前年度に比べ歳入9.4%増、歳出は10.3%の増となりました。消防の決算の特徴といたしましては、人件費、扶助費、公債費といった義務的経費が大部分を占めており、過去の決算状況を見ましても、例年義務的経費のほかは消防車両などの施設整備事業の多少によって決算規模が変動しています。

次に、2、決算収支ですが、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は2,435万9,000円で、前年度に対して48.2%の減となりました。これは、平成23年度決算では繰越明許に係る財源が含まれていましたが、平成24年度決算では繰越明許がないことにより、前年度に対して減額となったものです。

次のページ、3、歳入ですが、全体の8割以上を占める（1）、分担金及び負担金は26億3,038万2,000円で、普通建設事業費の単独事業費の増加により、前年度に比べ1.1%の増となりました。

（2）、使用料及び手数料は、危険物施設の許認可件数や検査件数が増加したことにより、前年度に比べ74.9%の増となりました。

（3）、国庫支出金については、本埜分署庁舎建設事業と消防救急デジタル無線施設整備により、前年度に比べ皆増となりました。

（4）、県支出金については、屈折はしご付消防自動車と高規格救急自動車の整備により、前年度に比べ皆増となりました。

（5）、繰越金は、事業確定による執行残及び繰越事業費により、前年度に比べ37.1%の増となりました。

（6）、諸収入では、消防救急無線デジタル化整備事業助成金などにより、前年度と比べ8.3%の減となりました。

（7）、組合債は、消防車両整備事業、本埜分署庁舎建設事業、指令センター共同運用整備事業、消防救急無線デジタル化整備事業に係る起債発行額の増により102.3%の増となりました。

これら歳入の内訳と前年度対比は下の表のとおりです。

次に、3 ページをお願いします。4、歳出ですが、性質別に申し上げますと、人件費などの（1）、経常的経費は26億6,959万8,000円で、前年度に比べ3.2%の増となりました。主な要因は、指令センター共同運用負担金に係る補助費等の増加によるものです。

（2）、投資的経費は4億3,348万9,000円で、前年度に比べ92.6%の増となりました。主な要因は、本埜分署庁舎建設事業、消防救急デジタル無線施設整備事業、屈折はしご付消防自動車整備事業による普通

建設事業費の増加によるものです。

そのほかの性質別歳出につきましては、歳出の内訳表のとおりです。

次に、4ページ、5、地方債等の状況ですが、地方債の平成24年度末現在高は17億6,878万5,000円で、前年度末に比べ8.6%の増となりました。これは、消防車両の更新整備や消防庁舎建設事業、指令センター共同運用整備事業、消防救急デジタル無線化整備事業により起債発行額が増加したことによるものです。

債務負担行為の平成24年度末未払い残高は、千葉ニュータウン区域内に整備した消防署などの立替施行分の残高によるもので12億7,012万5,000円、前年度に比べ17.9%の減となりました。これは、印西市消防署の設計委託費と指令センター共同運用負担金の支払いが終了したことにより減額になったものです。

6、財産に関する調書の記述は決算書の補足説明です。土地及び建物についてですが、本埜分署の消防車庫部分の82.75平米が新たに公有財産となりました。また、消防車両の更新整備があり、屈折はしご付消防自動車1台と高規格救急車1台を買い換え、連絡車1台を新規で整備しました。

5ページから10ページまでは、平成24年度から平成22年度まで3年間の決算状況を参考として添付いたしました。

続きまして、お配りした別資料、平成24年度印西地区消防組一般会計歳入歳出決算書をごらんください。

1、2ページをお願いいたします。平成24年度の歳入決算額は31億2,744万6,068円で、各科目とも調定額どおり収入済みで、不納欠損額及び収入未済額はありませんでした。また、予算現額と収入済額との比較では1,050万7,932円の減となりました。これは、平成23年度より繰越明許した消防救急デジタル無線施設整備事業が平成24年度に事業費確定したことで、未収入特定財源であった国庫支出金と地方債の額が平成24年度で変更されたことにより、国庫支出金で373万4,000円の減、組合債で750万円の減となったものです。

次に、3、4ページの歳出については、予算現額31億3,795万4,000円に対し、支出済額は31億308万7,095円、不用額は3,486万6,905円となりました。また、歳入歳出差し引き残額は、5ページのとおり2,435万8,973円で、この額が25年度への繰り越しとなります。

それでは、事項別明細書7ページから説明いたします。初めに、歳入の1款分担金及び負担金は、構成市からの分担金で、人件費や消防車両等の整備費につきましては一般分担金として、普通交付税の算定に用いる消防費に係る基準財政需要額割100%の負担割合としています。また、千葉ニュータウン関連の立替施行に係る庁舎や用地などの消防施設整備費などにつきましては、該当する印西市、白井市からの特別分担金としています。

分担金及び負担金の予算現額は、人件費や事業費精算などの補正を含め26億3,038万1,000円となり、各市とも調定額どおり納入されました。なお、市別の内訳は備考欄に記載のとおりです。

次に、2款使用料及び手数料は、予算現額241万6,000円に対し、危険物施設の許可や検査関係手数料として282万100円の収入となりました。この手数料の内訳ですが、危険物規制事務関係手数料が171件で281万9,100円、救急搬送証明手数料が5件で1,000円です。

次に、3款国庫支出金は、予算現額4,106万2,000円に対し、収入済額は3,732万8,000円です。予算現額と収入済額の差額につきましては、平成23年度より繰越明許として繰り越された消防救急デジタル無線施

設整備事業が平成24年度に事業確定したことにより、国庫支出金の額が変更したためです。

次に、4 款県支出金は、予算現額1,621万6,000円に対し、収入済額も同額となっております。

次に、5 款繰越金は、予算現額4,699万1,000円に対し、収入済額も同額となっております。

6 款諸収入は、予算現額4,618万8,000円に対し、収入済額は4,650万8,714円の収入となりました。この内訳ですが、1 項組合預金利子は、予算現額1,000円に対し1,493円、2 項雑入は生命保険料等徴収代行事務手数料、自動販売機電気料、消防救急無線デジタル化整備事業助成金などで、予算現額4,618万7,000円に対し、4,650万7,221円となりました。

次に、7 款組合債は、予算現額 3 億5,470万円に対し、収入済額は 3 億4,720万円です。予算現額と収入済額の差額につきましては、3 款国庫支出金でご説明したとおり、平成24年度より繰越明許として繰り越された消防救急無線デジタル無線施設整備事業が平成24年度に事業費確定したことにより、組合債の額が変更したためです。この内訳ですが、消防車両 2 台の整備事業と本埜分署庁舎建設事業、指令センター共同運用整備及び消防救急無線デジタル化整備事業に係る借入金です。以上が歳入の決算でございます。

続きまして、11、12ページをお願いします。歳出の1 款議会費は、議員報酬及び会議録作成業務委託料などで、予算現額122万2,000円に対し116万3,373円の支出、不用額は 5 万8,627円で、会議録作成業務委託料と議長交際費の執行残が主なものです。

次に、2 款総務費ですが、そのうち1 項総務管理費は、正・副管理者報酬など予算現額27万4,000円に対し16万3,449円の支出、不用額は11万551円で、管理者交際費などの執行残が主なものです。

次に、2 項監査委員費は、例月出納検査 3 回と決算審査、定期監査などほぼ予算どおり執行し、予算現額 7 万円に対し、6 万9,528円の支出、不用額は472円です。

次に、3 款消防費は、このページ以降順次ご説明いたしますが、その前に平成24年度の主な事業の実施概要を申し上げます。別冊の平成24年度主要施策の成果及び消防活動実績報告書をお願いします。

1 ページは、本埜分署庁舎建設事業で、印西市役所本埜支所 2 階に本埜分署を移転させるため、本埜支所を改修工事したものです。

2 ページは、屈折はしご付消防自動車更新整備事業で、消防車両等更新計画に基づき、白井消防署に更新整備をいたしました。

3 ページは、高規格救急自動車更新整備事業で、同じく消防車両等更新計画に基づき、白井消防署へ更新整備いたしました。

4 ページは連絡車整備事業で、本埜分署には消防用務のため連絡車が配備されていなかったため、新たに連絡車を整備したものです。

5 ページは、指令センター共同運用整備事業で、平成24年12月13日から119番の受け付けをちば消防共同指令センターに切りかえています。

6 ページは、消防救急無線デジタル化整備事業で、平成24年度で消防救急無線のデジタル化整備が完了し、平成25年 4 月 1 日から県下31消防本部で運用が開始されました。

歳入歳出決算書に戻りまして、11、12ページをごらんください。この 3 款消防費の当初予算額は29億560万4,000円でしたが、人件費や各事業費の精算による補正予算により8,389万8,000円を減額、平成23年度からの繰越額7,410万7,000円により、予算現額は28億9,581万3,000円、支出済額は28億7,112万268円、不用

額は2,469万2,732円となりました。なお、この3款消防費は支出総額の92.5%を占めています。

それでは、消防費の主な状況を節別に申し上げます。1節報酬は、職場巡視や健康相談など、産業医の報酬として36万円を支出しました。

2節給料は職員237人分で、予算現額9億652万8,000円に対し、支出済額は9億652万7220円でした。

3節職員手当は、予算現額6億6,642万8,000円に対し、支出済額6億6,425万342円で、不用額は217万7,658円となりました。

13、14ページをお願いします。4節共済費は、予算現額4億8,041万5,000円に対し、支出済額4億8,040万3,083円で、不用額は1万1,917円となりました。

5節災害補償費の執行はありませんでした。

8節報償費は、予算現額6万8,000円に対し、支出済額4万円で、不用額は2万8,000円となっております。

9節旅費は、予算現額127万7,000円に対し、支出済額121万1,100円で、不用額は6万5,900円となりました。

10節交際費は、予算現額20万円に対し、支出済額17万60円で、不用額が2万9,940円となっております。

11節需用費では、予算現額7,200万円に対し、支出済額6,794万3,322円で、405万6,678円の不用額となりました。これは、指令システム関係修繕料や光熱水費などの執行残が主な要因です。

12節役務費は、予算現額1,798万3,000円に対し、支出済額は1,537万4,915円で、不用額は260万8,085円となりました。これは、共同指令センターの運用開始に伴い、通信指令システム関係通信料が減少したことなどによるものです。

15ページから18ページにかけての13節委託料は、予算現額3,243万4,000円に対し、支出済額2,964万9,489円で、278万4,511円の不用額となりました。不用額の主な要因は、耐震性貯水槽保守点検委託料などの執行残によるものです。

14節使用料及び賃借料は、予算現額1,380万1,000円に対し、支出済額1,351万2,380円で、不用額は28万8,620円になりました。主な不用額については、有料道路通行料が見込みを下回ったことなどによるものです。

15節工事請負費ですが、予算現額9,219万7,000円に対し、支出済額9,211万5,870円で、不用額は8万1,130円です。

17節公有財産購入費は、予算現額1億2,719万3,000円に対し、支出済額1億2,718万7,383円で、不用額は5,617円です。

20ページの18節備品購入費は、予算現額2億4,437万3,000円に対し、支出済額2億3,218万275円で、不用額は1,219万2,725円です。主な事業ですが、屈折はしご付消防自動車、高規格救急自動車、連絡車の購入や消防救急デジタル無線施設整備事業である車載用デジタル無線機の整備などとなっております。また、不用額につきましては、平成23年度から繰越明許した事業である車載用デジタル無線機の整備に係る執行残などによるものです。

次に、19節負担金補助及び交付金は、予算現額2億3,949万6,000円に対し、支出済額2億3,924万7,329円、不用額は24万8,671円です。

備考欄に負担金の内訳が記載されておりますが、職員教育として消防大学校に3人、千葉県消防学校に17人、救急救命士研修所に1人を派遣し、消防職員としての専門知識習得と職員資質の向上を図りました。

22ページの22節補償補填及び賠償金の執行はありませんでした。

次に、27節公課費は、予算現額105万8,000円に対し、支出済額は94万7,500円で、不用額は11万500円でした。不用額については、屈折はしご付消防自動車の重量税が見込みを下回ったことなどによるものです。

21、22ページの4款公債費は、庁舎及び消防車両整備のために借り入れた元金と利子の償還金として、予算現額2億3,057万5,000円に対し、支出済額は2億3,057万477円で、不用額は4,523円でした。

5款予備費は執行はありませんでした。以上が平成24年度の歳入歳出決算の内容でございます。

次に、23ページをお願いします。実質収支に係る調書ですが、歳入総額31億2,744万6,000円に対し、歳出総額は31億308万7,000円となり、歳入歳出差引額は2,435万9,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額も同額となります。

次に、25、26ページ、財産に関する調書ですが、公有財産の土地及び建物について、本埜分署の消防車庫の建物部分に係る82.75平方メートルが新たに財産となりました。

次に、27ページの2、物品ですが、屈折はしご付消防自動車を白井消防署に更新配備したことから、更新整備後に古い車両を廃車しましたので、増減高につきましてはゼロと表記してあります。救急車につきましては、更新整備後の古い車両を財団法人日本消防協会へ寄贈しましたので、増減高につきましてはゼロと表記してあります。乗用車につきましては、本埜分署へ連絡車を新規に整備しました。

次に、本決算に係る主要施策の成果及び消防活動実績報告をもう一度ごらんください。7ページ、消防活動実績について説明いたします。決算年度中の活動実績ですが、火災件数は70件で、うち27件が建物火災です。建物の焼失面積は1,651平方メートル、火災による損害見積もり総額は9,445万8,000円。火災による死傷者については、死者1名、負傷者7人です。市別の火災件数では、印西市が47件、白井市が23件です。

8ページ、救急出動件数は5,637件です。急病が3,599件で全体の63.8%を占め、次いで不慮の事故となる一般負傷が801件で14.2%、交通事故が629件で11.2%を占めています。また、搬送人員は5,269人で、程度別では軽症が全体の半数を占めています。市別件数では、印西市が3,494件、白井市が2,134件です。

9ページの救助出動は75件で、交通事故による救助出動が33件となっております。その他は記載のとおりです。

10ページをごらんください。火災件数の前年度との比較ですが、23年度と比べ、建物火災が増加しましたので、全体で4件の増加となりました。

参考までに、建物火災の焼損区分の定義ですが、全焼は焼き損害額が火災前の建物の評価額の70%以上、半焼は20%以上70%未満の焼き損害額、部分焼は10%以上20%未満、ぼやについては10%未満の焼き損害額の場合や面積が1平方メートル未満あるいは収容物のみの場合としています。

11ページは救急出動の前年度対比ですが、救急件数は12件減少しました。搬送人員についても55人減少しております。傷病程度の定義として、軽症は入院加療を必要としないもの、中等症は3週間未満の入院加療、重症は3週間以上の入院加療としています。市別では、白井市での発生が増加となりました。

12ページは、救助出動の比較ですが、16件増加しました。

以上で平成24年度決算についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（岩井一郎）　これから質疑を行います。

なお、決算の認定であり、予算審議になるような質疑にならないようご注意ください。

質疑に当たってはページをお示してください。

質疑はありませんか。

4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子）　たくさんあるのですけれども、全部ではなくて、何点かやってほかの方にかわつてと、そういうやり方でいいですか。何点か最初に質問して、それでほかの質問の方がいらっしゃったら、また次ということでもいいでしょうか。最初から全部という項目ではなくて。

○議長（岩井一郎）　暫時休憩します。

休憩　　午前11時29分

再開　　午前11時30分

○議長（岩井一郎）　再開します。

○4番（山田喜代子）　では、最初に全部質問をいたします。

最初は、平成24年度の決算認定資料のところの4ページです。ここに債務負担行為で、立替施行の増減率が出ました。結局ニュータウンで立替施行、結局ここでは西消防署と指令センターが終了したという説明がありました。それでは、立替施行、債務負担行為、これ全て終了するのは何年後なのか。つまり何年度で全て立替施行のことが終わるのか。もし今の時点でわかりでしたら伺いたいと思います。

それと、今度は消防組合一般会計歳入歳出決算事項別明細書から16ページです。13節の委託料、これ278万何がしで、説明の中に耐震性の貯水槽とかいうお話がありましたけれども、具体的に何点か主な不用額となったものを、その対象を何点かお伺いしたいと思います。不用額を中心にちょっと説明をお願いしたいと思います。

それと、20ページで備品購入費、これも不用額が1,200万ありますけれども、説明の中では屈折はしご車の3点がありました。大体これ入札差金に関係するのかと思いますけれども、この3点が集中して不用額の1,200万円に当たるのか、ちょっとその説明もう一度お願いしたいと思います。

それと、主要施策の成果、これの4ページですけれども、連絡車の整備事業であります。この連絡車、これについては説明もありましたけれども、今まで2台あったのが1台ふえて、合計3台になりました。この連絡車というのはどこの署に配置されているのか、これ本当は全ての署に配置をするのが理想なのか、ちょっとその点、管内では3台だけというふうになっていますけれども、全ての署に配置をするのが理想なのかということについて、ちょっとお伺いしたいのです。その3台は、本埜のほかにあとどこにあるのか。

これ全部財源は一般財源になっていますけれども、これというのは国や県の補助がないのはどういふことなのか、その点。大体車両は補助金が出ますけれども、この連絡車についてはなぜ出ないのか。非常に必要な車だと思いますので、その点についての説明をお願いします。

それと同じ主要施策の中の6ページです。消防救急無線のデジタル化について、この平成24年度の事業

成果にありますけれども、説明があります。この中で、高機能で、より秘匿性が向上し、その消防活動やと、こういうふうに説明がありますけれども、具体的にどのような成果があったのか、もう少し詳しく。今まで秘匿性が余り守られていなかったのか。より向上したのだと思いますけれども、その点について具体的にお願いしたいと思います。

それと、ちょっと聞き取れなかったのですけれども、主要施策のずっと続きのページの11ページで、救急出動の中で、傷病者別搬送人員のところで、軽症というのはこういう程度で、中等症とか重症は入院の日数をおっしゃいましたけれども、済みません、ちょっと聞き取れなかったで、その点についてもう一度ご説明をお願いします。

以上です。

○議長（岩井一郎） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） 質問のほうはかなりまとまってありましたので、16ページと20ページの委託料と備品の差額については後ほど答弁させていただきますが、まず資料4ページのほうの債務負担行為の最終的な終了年度ということですので、平成42年に終了するということになります。

それから、主要施策の4ページの連絡車2台から3台ということで、今まで2台は消防本部のほうに配置しております。新たに1台ふやした場所というのは、先ほど説明の中でもあったのですが、本埜分署、今本埜消防署ですね。消防署に配置しております。

国、県の補助がないのかということですが、これについてはございません。今補助がつかますものは、国の補助がありますのは緊急援助隊に登録する車両等になっております。緊急車両ですね。まず、緊急車両という要件がございますので、この連絡車については補助金はございません。県も同様でありまして、県の広域応援に登録する車両ということになっておりますので、緊急車両に限定されるというところであります。

それから、救急の定義のほうですが、軽症は入院加療、入院することが必要ではない。中等症というのは3週間未満の入院加療、重症は3週間以上の入院加療ということになっております。

以上です。

○議長（岩井一郎） 警防課長。

○警防課長（木間峰高） 続きまして、デジタル無線の関連につきましてご説明申し上げます。

まず、このデジタル無線の秘匿性ということでございますけれども、以前はアナログ無線での運用でございました。このアナログ無線に関しましては、市販の受令機や傍受機等がございまして、それで誰でも情報を聞き取ることが可能でございました。このデジタル無線に関しましては、この消防のみの、消防関係機関のみの販売となりますので、受令機だとか傍受機、こういったものは市販されませんので、秘匿性が高いということになります。

以上でございます。

○議長（岩井一郎） 次長。

○消防本部次長（石井 満） ただいまの質疑の中で補足させていただきます。

まず、連絡車についてですけれども、各消防署には指揮車という車が入っております。当時の本埜分署、これはポンプ車と救急車の配備だけでしたので、連絡車を配備させていただいたと。これで全ての署には

車両があります。

それから、デジタル無線の特に効果というか、成果についてですが、今警防課長から秘匿性の向上、今までのアナログですと周波数が合えば全部聞こえてしまいます。今度のデジタル無線は、要するに特定した局のみしか聞こえませんが、秘匿性が明らかに向上していると。それから、整備が千葉県下一体で整備をしております。今までは、この印西地区消防組合だけの無線設備ということで、この組合内だけで使っているのですが、県内で全て使えます。そのため、広域災害とか、そういう対応について効果として期待できるところでございます。

以上です。

○議長（岩井一郎） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） 不用額の件で、13節のほうの委託料の関係では、まず耐震性貯水槽ということで説明をさせていただきましたが、そのほかにも弁護士相談費用の委託料などは支出が少なかったと。それと、ホースハンガーの点検とか例規集の電子化等々、そういうものを全て含めての276万円ということで、個別に細かくということになると、後ほどまたご説明をさせていただきたいと思っております。

それと、18節のほうですが、やはりこちらのほうは消防救急無線のデジタル化の関係で、繰越明許をしておりますので、繰越明許のほうの予算は減額補正ができないということで、入札でかなりの額が不用額となっております。そのほか入札による車両等の差金ということでございます。

以上でございます。

○議長（岩井一郎） 4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） 大体わかりました。

それでは、再質問で何点か伺いますけれども、債務負担行為、終わるのが平成42年だということで、もうこれは既に毎年の金額というのは数字として出ているわけですね。ちょっとその確認、数字をお聞きするわけではありませんが、毎年の数字が出ていると思っておりますけれども、それが出ているのかどうかを確認したいと思っております。

それと、先ほどの消防救急無線のデジタル化の、今まではちょっと傍受されていたということで、今回はそういうことがなくなったということで、今まで傍受されてしまったとか、そういう過去何か問題があったことがありましたか。もしあったら、ちょっとその点、例があればお伺いしたいと思います。その2点お願いします。

○議長（岩井一郎） 警防課長。

○警防課長（木間峰高） お答えいたします。

無線の傍受につきましては、過去に問題となるような事案等はございませんでした。

以上でございます。

○議長（岩井一郎） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） 債務負担行為の毎年の返済ですが、これは出ております。

以上です。

○議長（岩井一郎） ほかに質疑はありませんか。

1番、影山廣輔議員。

○1番（影山廣輔） 歳入と歳出から1点ずつお伺いしたいと思います。

歳入については、8ページの使用料及び手数料ですね。危険物規制事務手数料、これが7割以上、かなり急増したということですが、この急増の理由というのは何なのでしょう。それが1点。

それと、歳出のほうですが、消防費、20ページの下のほうですね。この負担金補助及び交付金の中で、メディカルコントロール協議会負担金、これがかなり大きい額を占めていますけれども、この協議会の24年度の活動実績というのはどういうものなのでしょう。この以上2点をお尋ねしたいと思います。

○議長（岩井一郎） 予防課長補佐。

○予防課長補佐（豊田徳之） 消防手数料の増減についてご説明いたします。

消防手数料の関係につきましては、過去の実績等を勘案して次年度の予算計上をしておりますが、平成24年度につきましてはその前段でありました東日本大震災の関係で、企業が停電対策等のために自家発電設備や燃料タンク、これなどの設備投資が重なったことと、松崎の工業団地のほうに危険物施設が2件ほど進出した、これによるものです。

以上でございます。

○議長（岩井一郎） 警防課長。

○警防課長（木間峰高） それでは、メディカルコントロールにつきましてご説明いたします。

このメディカルコントロール協議会は、この印旛地域を示してでのご説明をしたいと思います。このメディカルコントロール協議会でございますけれども、印旛郡市6消防本部、それと3医療機関、これは日本医科大学、成田赤十字病院、東邦佐倉等での医師会でございます。目的に関しましては、救急業務の高度化を推進するために、医師の常時指示体制、それから活動の事後検証体制、それと救急救命士及び救急隊員の教育体制を構築しているものでございます。

以上でございます。

○議長（岩井一郎） 1番、影山廣輔議員。

○1番（影山廣輔） 危険物規制事務関係手数料の件で、工業団地に2件ほど施設が進出したとありますが、その具体的内容について、つかんでいる限りで教えていただければと思います。

○議長（岩井一郎） 予防課長補佐。

○予防課長補佐（豊田徳之） 1件につきましては、危険物の小分け販売施設になります。もう一件につきましては、ローリーの基地となります。タンクローリーです。

以上でございます。

○議長（岩井一郎） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩井一郎） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩井一郎） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成24年度印西地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

認定第1号について、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岩井一郎) 起立多数です。

したがって、認定第1号については、認定することに決定しました。

ここで休憩したいと思います。午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長(岩井一郎) 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎一般質問

○議長(岩井一郎) 日程第11、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

なお、申し合わせにより、一般質問の制限時間は60分となっておりますので、よろしくお願いたします。

6番、酢崎義行議員の発言を許します。

6番、酢崎義行議員。

○6番(酢崎義行) 6番、酢崎義行でございます。平成25年第2回印西地区消防組合議会定例会におきまして、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

それでは、早速大きな1番目といたしまして印西消防署庁舎建設の進捗状況についてということで、①、平成25年第1回臨時議会で可決された補正予算の中に、印西消防署の用地測量費、物件補償算定、土地の鑑定費用が入っていましたが、臨時議会後の進捗状況についてお伺いいたします。

②、印西消防署移転について付近住民に周知するため、7月に移転計画のチラシを回覧したように聞いております。住民の反応はどうだったのか、また今後の周知活動はどのように進めるのか伺います。

大きな2番といたしまして、現在計画されている庁舎の改修について。

①、組合議員として以前全ての庁舎を視察いたしました。印西消防署の建てかえ事業が始まった中で、次の計画として白井消防署と印西消防署の大規模改修の話があったと思いますが、事業開始はいつごろになるのか。また、改修規模はどの程度になるのかお伺いいたします。

②、牧の原消防署と本埜消防署は仮眠室が個室化され、女性職員が当直勤務できる施設となっておりますが、今後の建てかえや大規模改修ではどのように対応していくのか伺います。

③、現在把握している中で、牧の原消防署、印旛消防署及び西白井消防署の改修計画が示されておりましたが、今後の改修についての考え方をお聞きしたいと思います。

大きな3番、ちば共同指令センターの運用状況についてということで、ちば共同指令センターが平成25年

4月から運用開始していると思いますが、今の運用状況についての説明をお願いいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（岩井一郎） 管理者。

○管理者（伊澤史夫） 印西消防署庁舎の建設の進捗状況についての①、臨時議会後の進捗状況についてお答えいたします。

印西消防署庁舎につきましては、平成28年度当初の開署を目指す計画を進めております。6月の臨時議会において、用地測量、物件補償算定、不動産鑑定にかかわる経費の追加補正について可決していただき、当該事業の入札等を終了し、現在業者との各作業の準備、打ち合わせなどを行っている状況でございます。

今後の予定といたしましては、引き続き各作業を進めるとともに、用地の取得に向けて交渉を進め、平成26年度には用地の取得並びに基本設計及び実施設計業務を予定しており、平成27年度中に建設工事を完了とする計画としております。

その他の質問につきましては、消防長より答弁させていただきます。

○議長（岩井一郎） 消防長。

○消防長（半田 實） 1、印西消防署庁舎建設の進捗状況についての②、今後の周知活動についてお答えをいたします。

印西消防署の移転計画に関する周知といたしましては、ご質問のとおり印西消防署が管轄している印西市の一部地区においてチラシによる地区回覧を7月に実施し、印西消防署管轄区域内の住民に対しての周知を図っております。また、9月上旬には当組合が発行する消防だよりに移転計画に関する記事を掲載し、印西市全域及び白井市全域を対象として、地区回覧により周知を図ったところでございます。

なお、回覧実施による当計画に対しての意見や問い合わせは、現在のところ特になく状況となっております。

次に、今後の周知方法につきましてお答えいたします。用地の確定時や建設工事の開始時など、今回と同様に地区回覧、消防だよりによるお知らせやホームページを活用し、より広く市民へ周知してまいりたいと考えております。

次に、2、現在計画されている庁舎の改修についての①、白井消防署及び印西消防署の大規模改修等の事業開始時期についてお答えをいたします。白井消防署については平成26年度、印西消防署については平成27年度にそれぞれ基本設計を実施し、事業を開始する計画としております。

なお、改修の規模につきましては、それぞれ基本設計時において庁舎の状況と長期的な費用面などを総合的に判断し、建てかえによる整備と大規模修繕による整備等比較検討してまいりたいと考えており、現時点では改修規模については未定となっております。

次に、②、今後の建てかえや大規模改修時における女性職員当直勤務への対応についてお答えをいたします。牧の原消防署、本埜消防署につきましては、仮眠室の個室化や女性職員の当直勤務に対する施設が整備されております。その他西白井消防署を女性職員が当直勤務できる施設に改修しております。

今後の対応としましては、女性職員の増加にも対応できるよう、印西消防署の建てかえを初め、各署の建てかえや大規模改修時において女性職員の当直勤務に対応できる施設の整備を行ってまいりたいと考えております。

また、女性職員への当直対応のみならず、建てかえや大規模改修時においては、職員の勤務環境の改善を図ることが必要であることから、仮眠室の個室化をあわせて進めてまいりたいと考えております。

次に、③、牧の原消防署、印旛消防署、西白井消防署についての改修の考え方についてお答えいたします。牧の原消防署など3署の改修については、建設時期が比較的新しく、部分的な改修を行ってきたことから、大規模な改修が早急に必要な状況ではありませんが、今後施設の適切な管理を図るため、外壁改修や給排水管の交換といった改修や、それに伴う概算費用などを算出するため、前年度に策定しました長期的改修計画に基づいて実施していくことが必要と考えております。

続きまして、3、ちば消防共同指令センターの現在の運用状況についてお答えいたします。ご存じのとおりちば消防共同指令センターは、本年4月1日に本格運用されました。この共同化による利点といたしまして、まず20消防本部の災害状況及び全ての車両管理状況を把握することが可能であり、隣接する消防本部において消防力が不足した場合や、隣接する市町村の境界付近において重篤な傷病者が発生した場合は、一定の要件はありますが、直近の隣接消防本部の消防車や救急車を速やかに出動させるなど、事前承認による迅速な自動応援体制が確保されております。当消防組合では、8月に救急車全てが出動し、隣接する栄町より救急応援を受けた事例がございます。運用開始から8月末までに同様の事案は20消防本部全体で63件発生し、市町村の枠を超えた相互協力により迅速な出動指令がなされ、成果を上げております。

次に、ちば消防共同指令センターは高機能指令システムを整備したことにより、119番入電から出動命令までの時間が短縮され、およそ27秒の時間が短縮が実現されております。

次に、メール119番救急通報システムの導入により、聴覚、言語機能に障害があり、音声による通報が困難な方を対象として、携帯電話やパソコンのEメール機能を利用したメールによる救急通報を受理することが可能となっております。共同化前では、20消防本部のうちこのシステムを取り入れておりましたのは3消防本部だけで、多くの消防本部ではファクシミリによる受信体制となっておりますでしたが、共同指令センターの整備により聴覚、言語障害のある方にも新たな通報手段を確保する体制が整い、当消防組合管内では10名が既に登録をされているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩井一郎） 6番、酢崎義行議員。

○6番（酢崎義行） それでは、一問一答で再質問させていただきます。

まず、1の印西消防署庁舎建設の進捗状況についての①についてですが、印西消防署建設予定地の地権者と用地取得に向けて交渉を進めているというふうな答弁がございました。現在の交渉状況と、買収に当たり地権者から何か条件のようなものが出ているかどうか伺います。

○議長（岩井一郎） 消防長。

○消防長（半田 實） お答えいたします。

印西消防署建設予定地の地権者との交渉状況と、買収に当たり地権者からの条件があるのかについてお答えをさしあげます。

現在印西消防署移転予定地の地権者と交渉を進めております。ご協力いただけるとのお話をいただいておりますけれども、地権者からの条件といたしましては、購入地に隣接する所有地への進入路の確保と、東側に隣接する土地も含めて購入してほしいとの条件が提示されている状況でございます。

○議長（岩井一郎） 6番、酢崎義行議員。

○6番（酢崎義行） その東側に隣接する土地というのは、広さとか現況とか、今後の利用価値はどうなっておりますでしょうか。

○議長（岩井一郎） 消防長。

○消防長（半田 實） お答えをします。

東側に隣接する土地についてでございますけれども、用地東側に隣接する土地につきましては、斜面地がありまして、平場部分が2メートルから3メートル程度ある状況となっております。なお、約510平方メートル程度の面積があり、また建設予定地に隣接する斜面地であることから、斜面崩落防止保護のためにも適切な管理が必要な土地であると認識をしているところでございます。

○議長（岩井一郎） 6番、酢崎義行議員。

○6番（酢崎義行） わかりました。

それでは、②のほうの再質問に入ります。今後の周知活動についてなのですが、用地の確定時に周知するということですが、具体的にはどのタイミングでといいますか、いつごろになるかということをお願いしたいと思います。

○議長（岩井一郎） 消防長。

○消防長（半田 實） 用地の確定時の周知時期についてお答えいたします。

印西消防署の移転計画に関する周知につきましては、先ほどお答えしましたとおり7月及び9月に回覧等により周知を行っているところでございます。印西消防署の移転用地決定につきましては、具体的な周知時期につきまして、用地譲渡契約締結以降に周知を行うことが考えられますけれども、他の事例などを参考に検討を行いまして住民への周知を実施してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岩井一郎） 6番、酢崎義行議員。

○6番（酢崎義行） それでは、2番目に移りたいと思います。

現在計画されている庁舎の改修についてということで、答弁では全体的に職員の職場環境の改善に力を入れていくということでした。とりわけ女性の当直勤務への対応が急務だというような趣旨の答弁もございます。そこで、今後女性職員採用の傾向といいますか、もしあるのでしたらお伺いしたいと思います。

○議長（岩井一郎） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） お答えさせていただきます。

現在計画されている庁舎の改修について、今後の女性職員採用の傾向はどうつかんでいるかということであろうと思います。当消防組合の女性職員としましては、現在6名の救急救命士が在職しております。最近では、今年度に2名を採用しております。今後の傾向ですが、過去の救急救命士の採用試験の応募状況から見ましても女性の応募はありましたので、女性職員を今後採用する可能性は十分にあるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（岩井一郎） 6番、酢崎義行議員。

○6番（酢崎義行） 今の件でもう一つ伺いたいのですが、今女性の職員というのは救急救命士だけということよろしいのでしょうか。

○議長（岩井一郎） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） 今女性職員は救急救命士だけでございます。

○議長（岩井一郎） 6番、酢崎義行議員。

○6番（酢崎義行） それでは、その先へ進みます。

3番目のちば消防共同指令センターの運用状況についてということで、新システムの採用のメリットについては、ご答弁の中でよく理解できましたが、逆にデメリットと申しますか、人員面や費用面についてはどういう状況かを伺います。

○議長（岩井一郎） 警防課長。

○警防課長（木間峰高） それでは、デメリット、または人員面や費用面についてどういう状況かについてお答えいたします。

まず、ちば消防共同指令センターは、本格的運用を始めまして半年が経過したところでございますが、一概には申し上げられませんが、このちば共同指令センターは共同で運用するため協議会方式をとっており、出勤方法や応援の仕方など基本となるものは整備されておりますが、20消防本部それぞれの消防体制や地域の実情がありますので、全て一本化できないところがありまして、今後の課題としてより効率的な運用を目指し取り組んでいるところでございます。

次に、人員面の状況ですが、ちば共同指令センターには当組合から4名の職員を派遣し、構成する20消防本部から86名の職員が業務に従事しております。人員配置は管理部門に10名、119番受け付けと出勤指令に76名を4交替で配置し、効率的な指令業務を行っております。

続きまして、費用面でございますが、平成14年に当組合単独で整備した指令システムは4億7,000万ほどかかりました。共同化による当組合の負担額は1億6,000万円ほどですので、整備費用は約2.5倍近く下がっております。ランニングコストにつきましては、運用間もないため、概算でございますが、旧指令システムと同程度の2,300万円を見込んでおりますが、ちば共同指令センターでは毎年電子地図の更新を行いますので、災害場所の特定に最も重要な役割を果たしています地図が今までよりも最新の情報で運用されるようになります。

以上でございます。

○議長（岩井一郎） 6番、酢崎義行議員。

○6番（酢崎義行） 最後の質問になりますけれども、費用面では前とそんなに変わらないというふうに受け取ってよろしいのでしょうか。中身としましては、品質としては地図が毎年更新されるなど、いい面もあります。これもまたメリットのほうの話になってしまうのですが。

その中で、人員面で4名をちば指令センターのほうへ派遣していくということで、この人員面で、過去の印西地区消防組合、今の現状と過去の総人数ではプラスになったのかマイナスになったのか、その辺としてはどうなっていますでしょうか。

○議長（岩井一郎） 次長。

○消防本部次長（石井 満） 通信指令業務の関係で、以前の体制と、それから今の共同指令の体制であります。共同指令センターには4人派遣してございますが、その以前消防本部独自で通信指令業務は17名で行ってございました。それで、4人派遣されておりますので、残りの13名につきましては現場による指揮

活動、指揮隊として編成することと、それから指令業務が全てちば共同指令センターで行っているわけではございません。例えばですけれども、構成市の防災行政無線のほうと、あるいは病院紹介等住民からの問い合わせ、それぞれ消防本部独自で行っている業務についてはそのまま引き継いで行っているということで、業務のより役割分担が明確になって、その仕事の内容がより専門的、高度化されたという状況でございます。よろしく申し上げます。

○議長（岩井一郎） 6番、酢崎義行議員。

○6番（酢崎義行） 最後と言いましたけれども、もう一つ今の件で確認させてください。以前から特段人員の補充等はしていなかったように私は思っているのですが、今人員をふやすという計画はありますけれども、それには別にですね。トータル人数として、役割分担が変わったり、一つ一つの業務が明確になったりというような答弁をいただきましたけれども、トータル人員としてほぼ同じなのか、ほかの仕事をする人がふえたのか。ですから、この指令業務で減ったと考えられるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（岩井一郎） 次長。

○消防本部次長（石井 満） 指令業務については、効率化により4人で119番の処理等を共同指令で行っております。それで、現在は消防部隊、それぞれ例えば消火する部隊、救急の部隊、救助部隊、それに現場指揮として指揮隊、これは各消防部隊を総合的にコントロールする部隊を構築いたしました。それは、今までの指令要員17名の中で、共同指令に4人派遣、それからそういう指揮隊、現場指揮業務に6人、それから現行の通信要員。各消防署が今無人化で災害出動等出ますので、やはり全て通信等、あるいは各消防署への業務等の照会があったときに、取り扱う部門を牧の原消防署に設けてございます。旧通信指令室の残りの業務を引き継いで行っているというところでございます。

○6番（酢崎義行） 以上で終わります。

○議長（岩井一郎） 以上で酢崎議員の質問を終わります。

4番、山田喜代子議員の発言を許します。

4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） それでは、質問します。日本共産党、山田喜代子です。今回3項目にわたって質問します。

1番、消防職員の充足率の向上について。当組合の職員の充足率は県平均よりも低い状況です。これまでどう対処してきたか伺います。

2番、救急車出動の実態、課題について。2011年は、全国では過去最高の570万6,729件に達したとの報道がありました。2012年の状況、2013年度の最近の状況はどうか。課題はどのようなもので、どう対処してきたのか伺います。

3番、2012年の職員の労働実態について、年休の取得率、健康状況、時間外労働について伺います。

以上よろしく申し上げます。

○議長（岩井一郎） 消防長。

○消防長（半田 實） それでは、お答えいたします。1、消防職員の充足率の向上についての職員の充足率は県平均よりも低い状況です。これまでどう対応してきたかについてお答えをいたします。

消防職員の充足率につきましては、平成21年度の県内の消防本部の平均が71.1%に対し、当組合は61.6%という状況でございました。なお、平成24年度の調査結果では、県内の消防本部の平均は72.6%と変わりませんが、当組合におきましては印西市消防署の管轄人口が増加し、消防署が管理する消防ポンプ自動車の基準台数がふえたことから職員の基準数もふえましたので、充足率は52.7%となっております。

これまでどう対応してきたかについてでございますけれども、職員数が限られた状況の中で最小限としながらも、かつ効果的な配備体制となるように努めてきたところでございます。

また、平成25年第1回定例会におきまして職員定数28人増員し、266人体制とする条例改正をしていただきましたので、これによりまして平成21年度の調査結果をもとにした充足率、県平均水準の70%に達する予定でございます。

次に、救急車出動の実態、課題についての2012年の救急出動状況についてお答えいたします。2012年中の全国における速報値では580万2,039件で、9万件ほど増加しております。2012年の当組合の救急出動件数につきましては5,582件で、2011年と比較しますと40件の減少となっております。

次に、2013年の最新の状況につきましては、全国の集計は出ておりませんが、8月末までの当組合の救急出動件数は4,029件で、前年同月と比較いたしますと334件増加しております。主に増加したのは急病で、244件ふえております。

次に、課題としましては、全国的にも問題となっている救急車の不適切な利用が挙げられます。総務省消防庁によりますと、全国的に見られる救急車の不適切な利用の一例としまして、夜中に診察してくれる病院がわからない、救急車で行けば優先して診察してもらえる、タクシーだとお金がかかる、診察の予定日だからなどが挙げられています。当組合では、救急車の適切な利用について、応急手当講習や消防訓練など住民の皆様と接する機会を通じ、救急出動の現状をお話しし、ご理解、ご協力をお願いしているところでございます。また、従来から実施しております広報紙やホームページ、啓発ポスターでの広報に加えまして、平成19年度からは救急車の適正利用をお願いするステッカーを当組合全ての救急車に張りまして、救急車の適正利用を呼びかけているところでございます。

次に、3、2012年の職員の労働実態について、年次休暇の取得率、健康状態、時間外労働についてお答えいたします。まず、年次休暇についてですが、平成24年度の職員1人当たりの年次休暇の平均取得日数は12.9日でございます。

次に、職員の健康状態ですが、全職員を対象に定期健康診断を毎年1回、交替制勤務職員については半年に1回実施をしております。検査結果でございますが、再検査の必要がある職員については、本人へ通知するだけでなく、所属長はその責任で本人へ再検査の受診、そして結果の報告を求めまして、所属分についてさらに取りまとめて報告をしております。さらに、40歳以上の職員に対しましては、千葉県市町村職員共済組合が実施する生活習慣病予防検査あるいは人間ドック助成事業を実施しているところでございます。また、感染症予防対策として、B型肝炎予防接種及び破傷風予防接種を実施しております。消防業務におきましては、勤務時間が不規則であることやマンパワーによるところが大きいことから、今後とも職員の健康保持には十分努めてまいりたいと考えております。

次に、時間外労働についてお答えいたします。平成24年度の職員1人当たりの年間平均時間外勤務時間数は54.7時間でございます。消防職員の時間外勤務は、1当務24時間における災害出動の状況や非番の訓

練指導などにもよりますので、部隊や職員によってばらつきがあり、出動の多い部隊や職員について多くなる傾向となっております。

以上でございます。

○議長（岩井一郎） 4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） それでは、1番から順番に質問します。

今答弁の中で、消防ポンプ車の基準台数がふえて52.6%というふうに答弁がありました。つまり消防ポンプ車がふえて、その対応の人数がしてこなかったからその数字が52.6%なのか、ちょっとその辺の確認したいと思います。

それと、県平均水準の70%に達する予定とありますけれども、この予定はいつで、現在は何人で、それで何%となっているか、数字をお願いします。

○議長（岩井一郎） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） まず、充足率が下がった理由についてお答えをさせていただきます。消防職員の充足率につきましては、3年ごとに実施しております総務省消防庁の消防施設整備計画実態調査という調査がございまして、その基準に基づいて算定をさせていただいております。そのため、平成21年度に実施した調査の数値では61.1%で、平成24年度に実施した調査の結果が52.7%だったということになっておりますが、下がった理由としましては管内人口が増加したということで、印西市消防署の管轄人口が3万5,000人を超えたということで、四捨五入の関係で繰り上がって4万人ということになってしまいうわけです。そうしますと、消防署が管轄する消防車の台数が1台ふえてしまう。基準数がふえてしまうということでございます。

その対応としまして、第2次消防職員定員適正化計画に基づく目標数値の設定としましては変更がございませんので、平成29年度までに253人にするという計画で、今現在も計画に基づいた職員採用を進めていくところでございます。今現在の数値といたしますのは先ほどの数値です。52.7%ということでございます。

以上です。

○議長（岩井一郎） 4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） 先ほど午前中に再雇用の条例が可決されましたけれども、この再雇用することによって職員がふえるわけですが、これによって新規採用に影響が出るのかどうか。つまり人数をふやさなければいけないのに、再雇用の人数があるから新規を抑えるという、そういうことはないですよね。再雇用は再雇用、新規は新規ということで捉えていいのでしょうか。その確認したいと思います。

○議長（岩井一郎） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

再雇用の関係は、今回条例で提出させていただいた分につきましては、1週間を平均して31時間未満というような短時間勤務での採用を予定しております。したがって、31時間未満の者に関しましては職員定数に加えないということでありますので、この条例定数とか職員採用計画には全く影響がないということで、計画どおりに新規の職員を採用していく計画でございます。

以上です。

○議長（岩井一郎） 4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） わかりました。

先ほどの答弁で、平成29年までに253人ということで、これは順調にいて253人。これは、充足率としては100%ではないと思いますけれども、限りなく100%に近づくようにするべきだと思いますけれども、それには条例の変更も必要ではないかと思っておりますけれども、100%にするために、これから先立つものは予算ですけれども、どう努力される考えなのでしょうか。

○議長（岩井一郎） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） 限りなく職員数を100%に近くというお話かと思っておりますが、この基準数にいたしますと莫大な費用が当然かかります。当面の間は、現在計画している266名に、平成21年度の数値の70%ということで、266名という体制を維持することを目標にというふうな考えでおります。

○議長（岩井一郎） 4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） わかりました。

次、2番の救急車の出動について伺います。これ実際に344件増のこの分析はされているのでしょうか。例えばこれは高齢者の増加によるのか、あと季節柄熱中症が多かったのか、そういう増加の分析をもしされているのでしたら伺います。

○議長（岩井一郎） 警防課長。

○警防課長（木間峰高） それでは、ご質問にお答えいたします。

この344件増加しているということでございますけれども、今年は先般異常気象等によりまして、熱中症に起因する急病の増加や高齢化社会によりまして高齢者の搬送の増加が原因と分析しております。

以上でございます。

○議長（岩井一郎） 4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） それでは、先ほどの答弁の中で、不適切な利用の例として、タクシーだとお金がかかるから救急車を使ったとか、あと夜中に診察してくれる病院がわからないとか、いろんな例がありましたけれども、これは全国の例でして、当組合としてどのような事例があるのかお伺いしたいと思います。

○議長（岩井一郎） 次長。

○消防本部次長（石井 満） 救急車の適正利用についてでございますが、救急出動については毎年増加の傾向があると。それから、その傷病者搬送した内容を見ますと、軽症が半分くらいあると。これは、あくまで結果ですけれども、出動件数がふえていけば、当然救急車が現場に到着する時間も比例して延びていく。そうすると、本当に一刻を争う重症、重篤な消防車の対応に支障が出るおそれがあるので、例えばタクシーがわりに使うとか、病院がわからないから使うとか、そういう使い方ではなく、限りある救急車を有効に使っていただきたいということから適正利用をPRしていくところでございます。ですから、私どものところでタクシーがわりに使ったのは何件とかということではなく、将来もそういうことで。ただ、軽症だから、要するにだめだとかということではありません。やはり軽症といっても、最初の状況でどこまで重要な症状が隠れているかどうかは119番通報だけではわかりません。ですから、結果として、ただ軽症の判断になったと。ただ、件数がどんどんふえていくので、救急車の使い方、それをひとつ適正にお願いするというところで今活動を行っております。

以上です。

○議長（岩井一郎） 4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） やはり皆さんいろんな理由で、不安だから救急車を呼んで、それによっていい結果が出るのがもちろんいいのですけれども、やっぱりどういう理由かというのは、そのときにちょっとお聞きするとか、それも必要ではないかなと思います。ちょっと考えもお伺いしたいのと、あと適正利用の呼びかけを、いろんな方法をされているという努力はわかりますけれども、やはり救急車にステッカーを張っている、消防車は8台ですけれども、そこを見るだけではなかなかわかりませんので、いかに住民の方に適正な利用を促すかということをもう一度努力をされるというか、努力はもちろんわかりますけれども、またほかの方法でやることも必要だと思いますけれども、ほかの方法をもし考えられればお伺いしたいのと、今までのやり方で十分だったのかという認識をちょっとお伺いしたいと思います。もちろん努力は認めますけれども、より皆さんにどうPRするか、それを伺いたいと思います。

○議長（岩井一郎） 次長。

○消防本部次長（石井 満） 救急車の適正利用については、救急車を要請される方は本当にせっぱ詰まっている、そういうことで要請されております。結果として、病院で診断して、軽症だったとか、いやこれは入院が必要とかという形になる、その結果からのやつが一つございます。

それで、いろいろな適正利用の推進の具体的な例の一つとしては、消防では病院の紹介を行っております。中には、先ほど国の例で病院がわからないから救急車呼ぶとか、そういうやつについては、例えば車があると。自分で行けるからというときなどは、病院紹介によってそういうところは救急車の適正利用につながるのではないかと。多分これ年間ざっくりですが、2,000件ぐらいの病院紹介があると、そういうところでやはり効果も出ているのではないかと。要するに救命講習とかあらゆる機会を捉えて、こういうことで限りある救急車をひとつ有効に使ってくださいますと。やはり必要なときは使っていただきたい。そのかわり、やはりどんだん件数がふえているので、使い方を十分適正化をお願いしますということで進めているところでございます。

○議長（岩井一郎） 4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） わかりました。

次の職員の労働実態について伺います。平成23年度は消防日より、これ年に2回入っている。この休暇のことについては13.8日とあります。そもそも13日や12日というのは低過ぎると思うのですけれども、基本は20日を全部消化するのが理想と言えれば理想かもしれませんが、当組合としていかに100%に近づけるかということで、どう努力されているでしょうか。実態は、こんなものだからしょうがないよという考えなのでしょうか。より皆さんに休暇を使っていただいて、あしたの仕事に備えるという休養の面もありますので、その点について考えを伺いたいと思います。今までどう取得率向上に努力されてきたのか。

○議長（岩井一郎） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） 年次休暇の取得について、どういうふうに努力したかということでございますが、まず年次休暇の取得日数については前々年度が13.8日、前年度が12.9日ということで、今年もちょっと調べましたところ、印西市が14.1日で白井市が11.9日ということで、私どものほうが特段少ないわけではないのかなというところでの認識をしております。

ただ、本当に山田議員さんがおっしゃるとおり、職員の健康管理や、またやる気の問題もありますので、とりやすい環境づくりには今後も努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩井一郎） 4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） それには上司が率先して、ぜひ休暇を消化していただきたいと思います。

それと、答弁の中に40歳以上の職員の生活習慣病予防検査、あるいは人間ドックの助成事業とかB型肝炎の予防事業、破傷風の予防接種事業、これは義務化されているのでしょうか。結果がどうであったか。それで、皆さん受診率というか、義務でしたら100%になると思いますけれども、それぞれの結果、受診率とかについて伺います。

○議長（岩井一郎） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） 40歳以上の生活習慣病と人間ドックについては、これは義務ではございません。共済組合が実施している健康管理の一環というところでございます。したがって、受診率等々につきましては統計上はとっていないというところでございます。

以上でございます。

（何事か言う人あり）

○議長（岩井一郎） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） 答弁漏れがあったようです。

予防接種の関係ですが、これも義務的なものではございません。印西地区消防組合独自のもので、感染予防対策としまして、業務における感染症の可能性が高いという部分で、B型肝炎の予防接種、それから破傷風の予防接種を実施しております。

○議長（岩井一郎） 4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） これは、実際には義務でないとおっしゃいますけれども、やはり今いかに治療より予防に力を入れて、皆さんの疾病を低くするかということが重要だと思いますけれども、これ義務ではないと言いながら、やはり組合としては必要なことは職員の皆さんにそういう人間ドックとか、生活習慣病検査などをしていただいて、やはりその結果受診率を高めるということをぜひ視野に入れていただきたいと思います。どう職員の健康を守るかということで、病気になってからでは遅いので、やはり義務ではありませんけれども、組合としてこういう予防事業にぜひ力を入れていただきたいと思いますけれども、その点について認識を伺って私の質問を終わります。

○議長（岩井一郎） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） ただいまの件について、40歳以上の生活習慣病の予防検査と人間ドックにつきましては、当組合でもできる限り受診をしていただきたいという関係で、職務免除での対応をさせていただいております。そんな関係で、今後の病気の予防とか、そういう面について対応できるような努力を今後も進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩井一郎） 以上で4番、山田喜代子議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（岩井一郎） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成25年第2回印西地区消防組合議会定例会を閉会します。

大変どうもご苦労さまでした。

（午後 1時50分）

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 岩 井 一 郎

署名議員 影 山 廣 輔

署名議員 長 谷 川 則 夫